

## 大宮競輪場及び西武園競輪場ポイントサービス利用規約

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規約は、会員規約に基づく事項その他当施設におけるポイントサービスの運営に必要な事項を定めることを目的とします。

#### (定義)

第2条 この規約において、「当施設」、「当社」、「会員有効期間」「ポイント有効期間」とは、それぞれ会員規約第2条（定義）に規定する当施設、当社、会員有効期間、ポイント有効期間をいいます。

2 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによります。

- (1) 会員規約 大宮競輪場及び西武園競輪場会員規約をいいます。
- (2) 自場発売日 当施設において競輪が開催される日であって、当施設でその競輪に係る車券を発売する日をいいます。
- (3) 場外発売日 当施設以外の施設において競輪が開催される日であって、当施設でその競輪に係る車券を発売する日をいいます。
- (4) 併用発売日 自場発売日かつ場外発売日である日をいいます。

#### (規約の変更)

第3条 会員規約第5条（規約の変更）の規定は、この規約について準用します。

### 第2章 会員

#### (会員有効期間)

第4条 会員規約第9条(会員有効期間)に規定する期間は、2年間とします。

#### (更新)

第5条 会員規約第10条(更新)に規定する期間は、2年間とします。

### 第3章 入会金及び会費

#### (入会金)

第6条 会員規約第23条(入会金及び会費)に規定する入会金は、500円とします。

#### (会費)

第7条 会員規約第23条(入会金及び会費)に規定する会費は、無料とします。

#### (再発行手数料)

第8条 会員規約第18条(会員カードの紛失及び盗難等)第1項に規定する手数料は、500円とします。

### 第4章 運営

#### (免責)

第9条 当社は、会員規約第28条(免責)に規定するほか、次の各号に掲げる場合は、一切の責任を負いません。

- (1) 特典の第三者による不正な受け取り、配送遅延、紛失又は盗難により、会員に損害が生じた場合
- (2) その他会員がこの規約に違反したことに起因して、会員又は第三者に損害が生じた場合

### 第5章 ポイントサービス

#### (ポイントの取得)

第10条 会員規約第33条(ポイント有効期間)に規定する期間は、1年間とします。

## 大宮競輪場及び西武園競輪場個人情報取扱規約

### (目的)

第1条 この規約は、会員規約に基づき、当施設における個人情報の取り扱いに関する必要な事項を定めることを目的とします。

### (定義)

第2条 この規約において、「当施設」、「当社」とは、それぞれ会員規約第2条(定義)に規定する当施設、当社、をいいます。

2 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによります。

- (1) 会員規約 大宮競輪場及び西武園競輪場会員規約をいいます。
- (2) 会員等 会員及び入会を希望する方をいいます。

### (規約の変更)

第3条 会員規約第5条(規約の変更)の規定は、この規約について準用します。

### (個人情報の保護及び管理)

第4条 会員等は、当社が必要な保護措置を行った上で、次の各号に掲げる会員等の個人情報をこの規約に基づき取り扱うことに同意します。

- (1) 氏名、住所、電話番号、生年月日及びパスワード
- (2) 前号のほか、会員規約第7条(入会)及び同規約第11条(退会)に基づき会員等が届け出た事項
- (3) 会員等が提出した住民票の写しその他公的機関が発行する書類の記載事項

### (個人情報の利用目的)

第5条 当社は、会員等の個人情報を次の各号に掲げる利用目的を達成するために必要な範囲内で利用します。

- (1) 会員カードの発行
- (2) 更新手続きのための書類の送付
- (3) 各種サービスの提供
- (4) 各種サービス、特典、キャンペーンその他の事項のご案内
- (5) アンケート調査の実施及びアンケート調査のご協力に対する謝礼の贈呈
- (6) 懸賞の抽選、懸賞当選の通知及び賞品の配送
- (7) 会員等からのお問い合わせ、ご要望その他の事項への回答又は対応
- (8) 個人情報の取り扱いに関する会員等の同意を得るための書類もしくは電子メールの送付又は電話連絡
- (9) その他会員等から同意を得た範囲内における利用

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は、個人情報を取り扱うことができます。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、会員等の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員等の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、会員等の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### **(個人情報の開示、訂正及び削除)**

第6条 会員等は、当社所定の方法により、当社に対して、当社が保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。この場合において、その手数料は、1件につき500円とします。

- 2 当社が保有する個人情報の内容が万一不正確又は誤りであることが判明した場合は、当社は、速やかに訂正又は削除に応じます。

#### **(委託先への提供)**

第7条 当社は、次の各号に掲げる場合は、個人情報を第三者に提供します。

- (1) 個人情報のデータの入力に関する業務を委託する場合
- (2) 各種案内もしくは書類の送付又は賞品もしくは特典の配送に関する業務を委託する場合
- (3) 個人情報が保存されている電気計算機の保守に関する業務を委託する場合

#### **(個人情報の取り扱いに関する不同意)**

第8条 当社は、会員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、入会を断り、又は会員規約第11条（退会）に基づき退会手続きをとることがあります。

- (1) 第7条（入会）に規定する申し込み手続きに必要な事項の記載を希望しない場合
- (2) この規定に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合

#### **(保存期間)**

第9条 当社は、次の各号に掲げる方の個人情報をその各号に定める日から1年間保存します。

- (1) 入会を希望する方 入会を断った日
  - (2) 会員 会員資格を喪失した日
- 2 当社は、前項の期間が経過した場合は、個人情報を消去します。但し、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

#### **[個人情報取扱相談窓口]**

受付窓口：日本トーター株式会社 大宮・西武園競輪事業所

住所：〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂4-4-12 第3岡昭ビル2階

電話番号：048-710-5757

## 大宮競輪場及び西武園競輪場会員規約

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 当施設の会員及び運営については、他の規定に特別の定めがある場合を除くほか、この規約の定めるところによります。

#### (定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによります。

- (1) 当施設 大宮競輪場及び西武園競輪場をいいます。
- (2) 当社 日本トーター株式会社をいいます。
- (3) 会員有効期間 会員資格の有効期間をいいます。
- (4) ポイント有効期間 ポイントの有効期間をいいます。

#### (所在地)

第3条 当施設のうち次の各号に掲げる施設の所在地は、その各号に定めるところとします。

- (1) 大宮競輪場 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目大宮公園内
- (2) 西武園競輪場 埼玉県所沢市荒幡1215

#### (運営)

第4条 当施設は、当社が運営します。

#### (規約の変更)

第5条 当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法により会員に通知することにより、この規約の全部又は一部を変更することができます。この場合において、会員が第11条（退会）に基づき退会手続きをしない場合は、会員は、その変更を承諾したものとみなします。

### 第2章 会員

#### (会員資格の条件)

第6条 会員は、この規約その他の当社が定める規定を確認し、これらを遵守することを同意した方で、当社が随時定める会員資格を有している方とします。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入会することはできません。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 競輪に関する政府職員又は競輪施行者の職員
- (3) JKAもしくは自転車競技会の役職員又は競輪の選手
- (4) 当施設において入場料の徴収、車券の発売、払戻金及び返還金の交付、競輪場内の整理、警備その他の競輪の事務に従う者

- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者又は競馬法（昭和23年7月13日法律第158号）、自転車競技法（昭和23年8月1日法律第209号）、小型自動車競走法（昭和25年5月27日法律第208号）もしくはモーターボート競走法（昭和26年6月18日法律第242号）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- (6) 生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）に規定する被保護者
- (7) 暴力団の構成員又は集団的もしくは常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (8) 他人の生命もしくは財産又は公共安全を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (9) 当社から連絡することができる電話番号を有していない者
- (10) 入会申し込み以前に、この規約の違反その他の理由により除名処分を受けたことがある者
- (11) 既に会員であって二重に会員資格を得ようとする者
- (12) その他当社が会員として不適正であると判断した者

#### **（入会）**

第7条 入会を希望する方は、当社所定の申し込み手続きを行い、当社の承認を受けた上で、入会金及び会費を納入することにより、会員となります。

#### **（会員カード）**

第8条 当社は、会員に対し、会員カードを交付します。

- 2 当社は、劣化により会員カードがその機能を失った場合は、会員が現に有する会員カードと引き換えに、無償で新たに会員カードを交付します。

#### **（会員有効期間）**

第9条 会員有効期間は、入会した日から当社が指定する日までの期間とします。

#### **（更新）**

第10条 会員資格条件を満たしている期間は、自動的に更新手続きを行います。

#### **（退会）**

第11条 会員は、退会を希望する場合は、当社所定の退会手続きを行うものとし、当社の手続きの完了をもって、退会します。

#### **（除名等）**

第12条 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に会員に通知又は催告をすることなく、除名又は会員資格の一時停止をすることができます。

- (1) 第6条（会員資格の条件）第2項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
- (2) 第7条（入会）に規定する申し込み手続きに係る書類に虚偽の記載をして提出したことが判明した場合
- (3) 第22条（禁止事項）各号のいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合
- (4) この規約その他の当社が定める規定に違反した場合

#### **（会員資格の喪失）**

第13条 会員は、次の各号に掲げる事由により、その資格を失います。

- (1) 会員有効期間の満了
- (2) 退会又は除名
- (3) 死亡

### **第3章 会員の権利及び義務**

#### (自己責任の原則)

第14条 会員は、当施設を利用してなされた一切の行為及びその結果について一切の責任を負わなければなりません。

2 会員は、当施設の利用に関して、問い合わせ、苦情その他の意見又は紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決しなければなりません。

3 会員は、当施設を利用してなされた行為に起因して、第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と費用をもって損害を賠償しなければなりません。

#### (会員カードの管理)

第15条 会員は、会員カードを善良な管理者の注意をもって保管及び管理をしなければなりません。

#### (入会金等の納入)

第16条 会員は、当社が定める方法にて、入会金及び会費を当社に納入しなければなりません。

2 納入された入会金及び会費は、理由の如何を問わず、返還しません。

#### (会員カードの提示)

第17条 会員は、当社が求めた場合は、会員カードを提示しなければなりません。

#### (会員カードの紛失及び盗難等)

第18条 会員は、紛失、盗難、汚損その他の事由により、会員カードを使用することができなくなった場合は、速やかに当社に届け出るとともに、当社所定の会員カード再発行手続きを行わなければなりません。この場合において、別に定める手数料を当社が定める方法にて、当社に納入しなければなりません。

2 前項に規定する場合において、会員カードを用いてなされた行為に起因して、当社に損害が生じた場合は、会員は、当社に対し、その損害を賠償しなければなりません。

#### (会員カードの返還)

第19条 会員は、その資格を喪失した場合は、速やかに会員カードを返還しなければなりません。

#### (会員資格の譲渡の禁止等)

第20条 会員は、その資格を第三者に譲渡又は貸与をすることはできません。

2 会員は、その資格に質権、抵当権、譲渡担保権その他の権利を設定することはできません。

#### (変更の届出)

第21条 会員は、申し込み手続きを行った際の届出事項に変更があった場合は、当社所定の手続きにより、速やかに届出をしなければなりません。

#### (禁止事項)

第22条 会員は、当施設の利用にあたり、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- (1) 第三者からの依頼による車券の購入
- (2) 車券の買い戻しの請求
- (3) 車券の偽造
- (4) 他の会員の車券購入の妨害又は干渉
- (5) 会員カードの偽造もしくは変造又は不正に作成された会員カードの使用
- (6) 私物の放置
- (7) 立入禁止場所への立ち入り
- (8) 指定場所以外での喫煙

- (9) 凶器その他の危険物の持ち込み
- (10) 備品の持ち出し
- (11) 施設の汚損
- (12) 許可なく施設内部の状況を撮影し、録画し、又は録音すること
- (13) 寄付の募集
- (14) 当施設の周辺地域における違法駐車行為
- (15) 当施設の周辺地域における車券、マークカード、予想紙その他の不要物の投棄
- (16) 前号のほか、当施設の周辺地域の環境保全に支障を及ぼす行為
- (17) 広告、宣伝、印刷物の配布、物品の販売その他の営業行為
- (18) 選挙の事前活動、選挙運動その他の政治的活動
- (19) 宗教の宣伝、宗教団体の設立、宗教団体への加入の勧誘、宗教的結社その他の宗教活動
- (20) 他の会員又は当社に迷惑、不利益又は損害を与える行為
- (21) 他の会員又は当社の財産を侵害する行為
- (22) 他の会員又は当社に対する差別又は誹謗中傷
- (23) 他の会員又は当社の名誉又は信用を毀損する行為
- (24) 当社又は第三者になりすます行為
- (25) 当施設の運用に支障を与える行為
- (26) その他法令又は公序良俗に違反する行為
- (27) 前各号のいずれかの行為を援助又は助長をする行為
- (28) 前各号のいずれかの行為をするおそれがある行為
- (29) その他当社が別に定める行為

#### 第4章 入会金及び会費

##### (入会金及び会費)

第23条 当施設におけるサービスの利用に関する入会金及び会費は、別に定めるとおりです。

#### 第5章 運営

##### (サービス内容の変更等)

第24条 当社は、事前に会員に通知することなく、サービスの内容又は名称を変更することがあります。

2 当社は、サービスの提供に関して個別に規定を設けることができ、その個別の規定に基づき個別の料金を会員に求めることができます。

##### (サービスの中止)

第25条 当社は、サービスの全部又は一部を中止することがあります。この場合において、当社は、所定の方法により、その旨を会員に通知します。

##### (サービスの一時停止)

第26条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に会員に通知することなく、サービスを一時的に停止することがあります。



- (1) 設備の点検、保守又は改修を緊急に行う場合
- (2) 競輪の中止又は順延によりサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 天災、火災、停電、戦争、暴動、労働争議その他の事由によりサービスの提供ができなくなった場合
- (4) 運用上又は技術上の理由によりサービスの一時的な中断が必要であると当社が判断した場合

#### (入館の制限等)

第27条 当社は、入館者数が当施設の収容者数を超えるおそれがあると判断した場合は、会員に承諾を得ることなく、当施設への入館を制限することがあります。

2 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当施設への入館を禁止することができます。

- (1) 当社からの会員カードの提示に応じなかった場合
- (2) 当施設の係員の指示に応じなかった場合
- (3) 第22条（禁止事項）各号のいずれかの行為をしたと当社が判断した場合
- (4) 埼玉県自転車競走実施規則（昭和38年7月13日規則第28号）第61条第1項各号又は同条第2項に規定する者に該当すると当社が判断した場合

3 当社は、既に入館している会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当施設からの退館を命ずることができます。

- (1) 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合
- (2) 埼玉県自転車競走実施規則第62条第1項各号又は同条第2項に規定する者に該当すると当社が判断した場合

#### (免責)

第28条 当社は、次の各号に掲げる場合は、一切の責任を負いません。

- (1) 第18条（会員カードの紛失及び盗難等）に規定する事由の如何にかかわらず、第三者が会員カードを用いてなされた行為に起因して、会員本人又はその第三者以外の者に損害が生じた場合
- (2) 第26条（サービスの一時停止）に基づくサービスの一時的な中断に起因して、会員に損害が生じた場合
- (3) サービスの提供に起因して、会員又は第三者に損害が生じた場合
- (4) サービスを利用したこと及びサービスを利用できなかったことにより、会員に損害が生じた場合
- (5) その他会員がこの規約に違反したことに起因して、会員又は第三者に損害が生じた場合

## 第6章 ポイントサービス

#### (ポイントの取得)

第29条 会員は、当社が指定する行為を行った場合であって、会員カードを提示したときは、その行為を行った日に限り、当社が指定するポイントを取得することができます。

2 会員は、第18条（会員カードの紛失及び盗難等）に規定する会員カード再発行手続きが完了し、会員カードが再発行されるまでの間、ポイントを取得することができない。

#### (ポイントの交換)

第30条 会員は、当社所定の方法により、取得したポイントの特典と交換することができます。

2 会員は、ポイントを取得した日以降にそのポイントを利用することができます。

#### (特典)

第31条 会員は、次の各号のいずれかの方法により、特典を受け取ることができます。

(1) 第7条(入会)に規定する申し込み手続きにより記載された住所への送付

(2) 当社が指定する場所における引き渡し

2 当社が前項第1号の方法により特典を手配したにもかかわらず、その特典が当社に返送された場合は、会員は、その特典を受け取る権利を失います。

#### (ポイントの取消等)

第32条 当社は、会員がこの規約に違反した場合は、事前に会員に通知又は催告をすることなく、ポイントの全部もしくは一部を取り消し、又はポイントの取得もしくは利用を停止することができます。

#### (ポイント有効期間)

第33条 ポイント有効期間は、最後にポイントを取得した日から当社が指定する日までの期間とします。

#### (ポイントの失効)

第34条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにポイントに関する一切の権利を失います。

(1) 会員資格を喪失した場合

(2) ポイント期間が満了した場合

#### (制限事項)

第35条 会員は、ポイントサービスを利用するにあたり、次の各号に該当する行為を行うことはできません。

(1) 他の会員又は第三者へのポイントの譲渡

(2) 他の会員が所有するポイントとの合算

(3) ポイントの換金

(4) 第三者による特典交換の申し込み又は特典の受領

(5) 特典交換の申し込みの取り消し

(6) 特典の返還

(7) ポイントの返還請求

(8) 提携ポイントのポイントへの移行

## 第7章 個人情報

#### (個人情報の取り扱い)

第36条 会員及び入会を希望する方の個人情報の取り扱いその他の基本的事項については、別に定めるところによります。

## 第8章 その他

#### (管轄裁判所)

第37条 会員と当社との間で生じた問題が解決しない場合は、第一審裁判所を東京地方裁判所の専属管轄とします。